

都市計画南円山第二地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	南円山第二地区地区計画	
位 置	札幌市中央区南 5 条西 2 1 丁目、南 5 条西 2 2 丁目及び南 6 条西 2 1 丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	2. 4 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、都心より西へ約 2.5km に位置し、低層の建築物が大部分を占める住宅市街地である。</p> <p>本計画は、円山、藻岩山が見える風景遺産を継承し、住民が歴史ある建物を有する街並みに愛着を持ちながら住み続けることができるよう、現在の住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既に形成されている住宅市街地の均衡ある土地利用を基本とした住環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、住環境の維持・保全を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。

2 地区整備計画

名 称	南円山第二地区		
区 域	計画図表示のとおり		
面 積	2. 4 ha		
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	一 般 住 宅 地 区
		面 積	2. 4 ha
	建築物の高さの最高限度	1 5 m	
備 考	用語の定義及び高さの算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

理 由

隣接地の住宅建設に伴い、周辺と一体的に住環境の維持・保全が図られるよう、地区計画の拡大変更を行うものである。